

「滋賀写真部」SNSアカウント運用ポリシー

(目的)

第1条 本ポリシーは、滋賀県知事公室広報課が管理する次の滋賀写真部SNSアカウントについて必要な事項を定める。

- (1) 「滋賀写真部 Facebookページ」(以下「当ページ」という。)
ページ名：滋賀写真部
アドレス：<https://www.facebook.com/shigaphotoclub>
- (2) 「滋賀写真部 Instagram アカウント」(以下「当アカウント」という。)
ユーザーネーム：shigaphotoclub
アドレス：<https://www.instagram.com/shigaphotoclub>

(基本方針)

第2条 滋賀写真部は、「写真で滋賀を面白く」をコンセプトに、滋賀の美しい風景や伝統文化、人々の営み、食など滋賀が誇る多くの地域資源を、幅広い価値観や視点で発掘し、当ページまたは当アカウントを通じ、広く国内外に発信・共有することで、滋賀の新たな価値の発見と滋賀イメージの向上を目指すものとする。

(運用管理者)

第3条 滋賀写真部の運用管理は、広報課長(以下、「運用管理者」という。)が行う。

2 運用管理者は、滋賀写真部の適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 当ページまたは当アカウント上への情報の掲載および削除等の承認、指示
- (2) ユーザー情報やパスワード等の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
- (4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 当ページまたは当アカウントへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

2 投稿者は、別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な投稿を行う。

(運用方法)

第5条 滋賀写真部は、当ページへの「いいね」または当アカウントへの「フォロー」を行った者を「滋賀写真部員」(以下「部員」という。)とする。

2 滋賀写真部は、部員から以下のいずれかの方法で投稿のあった写真等の中から、第2条の趣旨に合致する写真等を選択し、当ページまたは当アカウントに掲載する。

- (1) Facebook：当ページのタイムラインから投稿のあった写真等
- (2) Instagram：「#滋賀写真部」または「#shigaphotoclub」を付けて投稿のあった写真等

3 滋賀写真部は、前項に定めるほか、適当と認める写真等を掲載することができる。

4 部員の写真等を使用する際には、サイズ調整、トリミング等、使用のために必要な範囲でデータの修正を行うものとし、デザインの都合により表示が困難な場合等を除き、原則部員の氏名(ユーザーネーム)を表示するものとする。

(著作権等)

第6条 当ページまたは当アカウントに掲載されている写真等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

- 2 部員の写真等に掲載するにあたっては、その利用目的を特定し、当該第三者が著作権者であることを確認し、利用及び改変等の許諾を得たうえで当ページおよび当アカウント上での掲載を行う。
- 3 部員は県の利用を許諾した写真等について、県に対し著作人格権を主張せず、行使しないものとする。

(アカウント運用者の明示)

第7条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、当ページおよび当アカウントのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。

(禁止事項)

第8条 当ページまたは当アカウントでは、次の各号に該当する投稿およびコメントを禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
 - (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
 - (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載するなどプライバシーを侵害するもの
 - (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
 - (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
 - (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
 - (8) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの
 - (9) わいせつな表現を含むもの
 - (10) 滋賀写真部の趣旨と無関係なもの
 - (11) FacebookまたはInstagramの利用規約に反するもの
 - (12) (1) から (11) までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
 - (13) その他、運用管理者が不適切と判断するもの
- 2 運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿およびコメントの全部または一部を削除することができる。

(免責事項)

第9条 県は、投稿された写真等に肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合について、一切責任を負わない。

- 2 県は、投稿者間、もしくは投稿者と第三者間のトラブルによって、投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 本ポリシーに定めのない事項は運用管理者が別に定める。

付 則

本ポリシーは、平成30年3月27日から施行する。

付 則

本ポリシーは、令和6年4月1日から施行する。

ソーシャルメディア利用ガイドライン

本ガイドラインは、滋賀県知事公室広報課職員（以下、「職員」という。）が職務においてソーシャルメディアを適切に利用し、有効に活用できるよう、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を定めるものである。

1. ソーシャルメディアの定義

X（旧 Twitter）やブログ、Facebook など、ウェブサービスを利用してユーザーが情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを可能とする情報伝達媒体をいう。

2. ソーシャルメディアの利用に当たっての基本原則

- (1) ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持たなければならない。
- (2) 地方公務員法その他の関係法令ならびに職員の服務および情報の取り扱いに関する規程を遵守しなければならない。
- (3) 肖像権や著作権等を侵害することがないように十分留意しなければならない。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。
- (5) 意図せず、自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を与えた場合には、誠実に対応するよう努めなければならない。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応するよう努めなければならない。
- (6) 次に掲げることはおこなってはならない。
 - ア. 不敬な発言を行うこと
 - イ. 人種、思想および信条等の差別、または差別を助長させる発言を行うこと
 - ウ. 違法もしくは不当な発言、またはそれらの行為を煽るような発言を行うこと
 - エ. 正否が確認できない情報（噂や流説など）を発信すること
 - オ. わいせつな情報を発信すること
 - カ. 職務上知り得た秘密を発信すること
 - キ. 滋賀県および他者の権利を侵害する情報を発信すること
 - ク. その他、公序良俗に反する情報を発信すること

3. ソーシャルメディアを利用する場合の留意点

各ソーシャルメディアの県公式アカウントを取得する場合は、アカウント名等の情報を庁内外に告知し、閲覧者が公式アカウントによる発言であることを確認できるよう配慮しなければならない。

4. トラブルへの対応

ソーシャルメディアは一般的に匿名性が高く、またメディアによっては短文での情報伝達となることから、誤解等によるトラブルの発生やそれにとまなう一方的な批判が寄せられる可能性がある。

これらを防ぐため次の点に留意する必要がある。

(1) トラブルの発生防止

- ア. 他の利用者からの意見に対しては、冷静かつ誠実に対応する必要がある。
- イ. 誤りは直ちに認め、訂正しなければならない。
- ウ. 他の利用者の投稿を引用することや第三者が管理または運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性があるため、慎重に行う必要がある。

(2) トラブルが発生した場合

ア. 炎上状態になった場合

- ① 炎上状態になった場合は、反論や抗弁は控え、客観的に相手方の発言意図を考え丁寧な説明をするなど冷静に対応する必要がある。
- ② 職員側で発信した情報に問題となった部分があれば修正し、必要に応じて謝罪を行う。
- ③ 対応に時間を要する場合は、無視しているなどの不要な誤解を招かないように、適宜状況を説明する必要がある。

イ. 成りすましが発生した場合

自己のアカウントの成りすましが発生していることを発見した場合は、当該ソーシャルメディアの管理者に削除依頼を行うとともに、庁内外に周知する必要がある。

また、必要に応じて報道機関に資料提供などを行い、成りすましが存在することの注意喚起を行う。

ウ. 事実と反する情報が発信された場合

事実と反する情報が発信されていることを発見した場合は、公式アカウントから正しい情報を発信するとともに、必要に応じて正確な情報が掲載されている情報媒体（県公式ホームページ等）へ誘導を行う。

付 則

本ガイドラインは平成24年3月12日から施行する。

付 則

本ガイドラインは令和6年4月1日から施行する。